

令和4年10月3日

分限処分の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第28条第2項第2号に基づく分限処分を行ったので公表します。

記

【事案】仙台地方検察庁古川支部から仙台地方裁判所古川支部に起訴された職員に関する処分について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和4年10月3日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
休職（刑事事件に関し起訴された場合の休職） 主事（23歳、男）
- (3) 処分の概要

当該職員は、令和3年10月8日、自家用車で帰宅途中に交通事故を起こしたことにより、令和4年7月28日に仙台地方検察庁古川支部から仙台地方裁判所古川支部に起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき、分限処分として休職を命じたものであります。

2 市長コメント

職員の法令順守及び服務規律の確保については、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員が起訴されるという事態を惹き起こし、市民の皆様への市政に対する信頼を大きく損なったことに対して、深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こすことのないよう、職員に対し一層の綱紀粛正と倫理観の向上、さらには管理体制の強化に努め、市政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。

〔問い合わせ〕 総務部人事課 課長 幡江 健樹 TEL：0220-22-2145（直通）
